

令和5年度予算の概要について

日本赤十字社群馬県支部

1 基本方針

令和5年度の予算編成にあたっては、令和4年11月に策定された「日本赤十字社長期ビジョン第二次中期計画」等に基づき日本赤十字社本社及び支部が一丸となった事業を展開するとともに、本県支部の実情を十分に踏まえた適切な予算内容とすることを基本方針とする。

2 歳入予算について

支部収入の根幹である社資収入については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今の原油高や物価高騰、不安定な国際情勢等による厳しい経済状況や、人口構造の変化、社会的なつながりの希薄化も反映して、本県支部を取り巻く環境はより一層厳しい状況にあるが、継続性、一貫性を持った効果的な事業を推進していくため、過去の本県支部の社資収入実績等を十分に勘案し、地区区分の社資募集目標額を令和4年度と同水準の306,000千円とする。

その他、前年度繰越金、資金繰入金等を活用し、歳入予算総額355,094千円を確保する。

3 歳出予算について

各事業全般について評価、見直しを行い、事務改善やICT化の推進などより一層の効率化を図り、必要最小限の経費で最大の効果をあげるよう努めるとともに、赤十字の使命と県民のニーズを踏まえ、赤十字が担うべき事業を積極的に展開する。

特に、災害救護事業費、社会活動費及び国際活動費に掲げる事業は支部事業の骨格となる事業であることから充実した事業実施ができるよう計画することとし、歳出予算総額355,094千円を計上する。

○主要事業の予算概要【関係予算科目】

(1) 災害救護体制の充実強化【災害救護事業費(36,319千円)、指定事業地方振興費(16,000千円)】

- ・支部主催訓練の開催、日本赤十字社関係訓練への参加
支部災害救護訓練の開催、第2ブロック支部(関東・新潟・山梨)災害救護訓練(埼玉県支部当番)、近隣支部応援救護訓練等広域救護訓練、赤十字病院収容訓練等への参加により、大規模災害に備えた円滑な相互支援体制づくりを構築する。
- ・国・群馬県・市町村等関係訓練への参加
県防災訓練や各自治体、地域等で実施される救護訓練等に救護班を派遣し、国、県、市町村、広域消防、自衛隊等防災関係機関との連携強化を図る。
- ・救護員研修の開催、参加
救護班要員、こころのケア、災害医療コーディネート、先遣要員派遣、災害対策本部運営、原子力災害対応、DMAT等各種研修の開催、参加を通じて救護員の知識、技術の向上を図る。
- ・防災ボランティアの資質向上
防災ボランティア及びリーダー養成研修、フォローアップ研修、4特殊奉仕団との合同研修、災害時対応訓練等を実施し、救護に係る知識、救護資機材の取扱技術の向上に努めるとともに、ボランティア間の情報共有と連携強化を図る。

・防災教育事業の推進

地域への防災・減災の知識・技術を普及するため防災セミナーを実施し防災教育事業を推進するとともに、ボランティア等普及推進を担う人材を育成する。

・災害救護装備及び救急医療体制の整備

地区区分へ災害救援車、救護資材倉庫、AEDの配備等を行い、災害対応の一層の強化に努めるとともに、支部及び県内の赤十字施設へ配備計画に基づき救護設備、資材等を整備する。また、前橋赤十字病院の高規格救急自動車更新整備経費の一部を負担し群馬県における救急医療体制整備に貢献する。

(個人住民税控除適用寄附金を財源として活用する。)

・災害発生への対応

災害発生時に迅速にDMAT、救護班等を派遣し、迅速かつ効果的な救護活動を実施する。

・救護看護師の確保

赤十字病院勤務看護師確保のため、日本赤十字看護大学等の看護学生に対する支援を実施する。

(2) 救急法等講習の普及 【社会活動費(救急法等普及費 21,624 千円)】

広く一般市民に対して救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援、幼児安全法講習を開催する。

また、地区区分や地域の公的機関等とも連携し、地域に指導員を派遣し、災害時にも活用できる救急法等の実施を通して、地域づくりに資する講習事業を普及する。

各種研修等により講習指導員のスキルアップを図り、普及体制を強化する。

(3) 赤十字ボランティアの活性化 【社会活動費(奉仕団活動費 8,121 千円)】

赤十字奉仕団支部委員会等を開催し、地域、特殊、青年の各奉仕団の連携や活動の推進を図る。

赤十字への理解促進と活動の活性化を図るため、各種研修等を開催するほか、地域で実施する研修等に奉仕団指導講師を活用するなどボランティアを主体とした活動を推進するとともに、支部ホームページやSNS等により積極的に活動情報の発信を行う。

特殊奉仕団等への活動助成を行い、奉仕団による主体的な活動を支援する。

(4) 青少年赤十字の推進 【社会活動費(青少年赤十字活動費 19,579 千円)】

メンバーの資質向上と指導者の養成確保を図るため「トレーニングセンター」、「指導者講習会」、「校長等対象研修会」等を開催するとともに、積極的に県内学校に学習機会を提供し、地区トレセンの充実を図り活動を推進する。

加盟校に対しては、青少年赤十字関係教材等の提供を行うとともに、国際理解を図るため、指導者、メンバーを対象とした国際交流事業に取り組む。

(5) 献血思想の普及 【社会活動費(血液事業費 5,278 千円)】

関係機関との連携を強化し、一層の献血思想の普及に努め、献血者の拡大を図るとともに、群馬県献血功労者等表彰式を群馬県、血液センターと共催する。

(6) 国際活動の推進 【国際活動費(2,060 千円)】

日本赤十字社が行う長期的人道支援ニーズへの取り組み（支部参加国際協力事業プログラム）において、北関東四県（茨城、栃木、群馬、埼玉）支部合同で「バングラデシュ保健医療支援事業」、「インドネシアコミュニティ防災強化事業」に、また群馬県支部単独で「ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業」に参加し、対象国における地域社会や住人が自らの力で危機に備え、対応し、立ち上がる能力（レジリエンス）を高めるための支援を行う。

(7) 地区分区の活動推進 **【地区分区交付金支出（48,150千円）】**

地区分区交付金を交付することにより、地区分区における赤十字会員募集や赤十字活動を推進する。

(8) 赤十字会員増強と社資募集の推進 **【社業振興費（社業振興費 31,927千円）】**

全国赤十字大会への参加や赤十字功労者表彰式の開催、社業功労による表彰品の整備、活動資金募集用資料、資材を整備するほか、地区分区の理解を得ながら、ダイレクトメールの実施や赤十字会員の利便性に配慮した口座振替、クレジットカード決済等、新たな赤十字会員、社資募集環境の整備に努める。

地区分区の意見、要望を聴取するため担当者研修会の開催、地区分区への積極的な訪問により課題を把握し、連携強化を図る。

遺贈、相続財産による寄付の推進を図るため、セミナーの開催や資料作成に取り組むとともに、企業の社会貢献活動と連動した協働活動を推進する。

(9) 広報活動の充実強化 **【社業振興費（広報活動費 17,576千円）】**

社資の使途や赤十字活動の内容等について、具体的な情報提供を広報誌、FM ラジオ、地域情報誌等各種媒体を通じて実施するとともに、県民の赤十字活動への積極的な参加を促すため、SNS の活用の強化を図る。

赤十字運動月間（5月）、防災・減災キャンペーン（9月・3月）、地区分区等で開催されるイベントを通じて、赤十字会員の増強や赤十字思想の普及を図る。

(10) 監査委員、監査法人等による監査の実施 **【総務管理費（監査費 649千円）】**

本社に監事事務室、支部に監査委員事務室を設け、法人全体として外部監査を受けるほか、内部監査、監事・監査委員監査の三様監査体制で、全体の整備・拡充を図る。